～大切なお知らせ～

令和 6 年 10 月分(12 月支給)より児童手当の制度が一部変更になります。

※支給にあたっては、**申請が不要な場合と必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

1 変更後内容

① 支給対象年齢拡大

18 歳まで（平成 18 年 4 月 2 日以降生まれ）の児童（以下、高校生年齢以下児童と表記）がいる世帯が支給対象となります。

② 所得制限撤廃

上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象となります。

③ 多子加算の拡充

第 3 子以降の児童は児童 1 人当たり支給額が**一律 3 万円**となります。

④ 算定対象の年齢拡充

算定対象が 18 歳～22 歳（平成 14 年 4 月 2 日生まれ～平成 18 年 4 月 1日生まれ）の子ども（以下、大学生年齢の子どもと表記）となります。

⑤ 支給月が 2 か月に 1 回

児童手当の支給月が **2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月**となります。

2 支給額

児童の年齢	支給金額（1 人当たりの月額）	
	第 1 子・第 2 子	第 3 子以降
3 歳未満	15,000 円	30,000 円
3 歳以上～高校生	10,000 円	

初回の振り込みは
12 月です

3 申請期限

令和 6 年 10 月 31 日(木)まで

申請者が公務員の場合は、勤務先（所属庁）が児童手当の手続き先です。
手続きの時期等は、それぞれの勤務先（所属庁）へお問い合わせください。

なお、申請期限を過ぎても**令和 7 年 3 月 31 日まで（必着）**に申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和 6 年 10 月分から遡って支給します。**令和 7 年 4 月 1 日以降の申請となる場合は申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。**

提出先　田原市役所こども健康部子育て支援課
0531-23-3513(**受付時間：平日** 8:30～17:15)

4 申請対象者

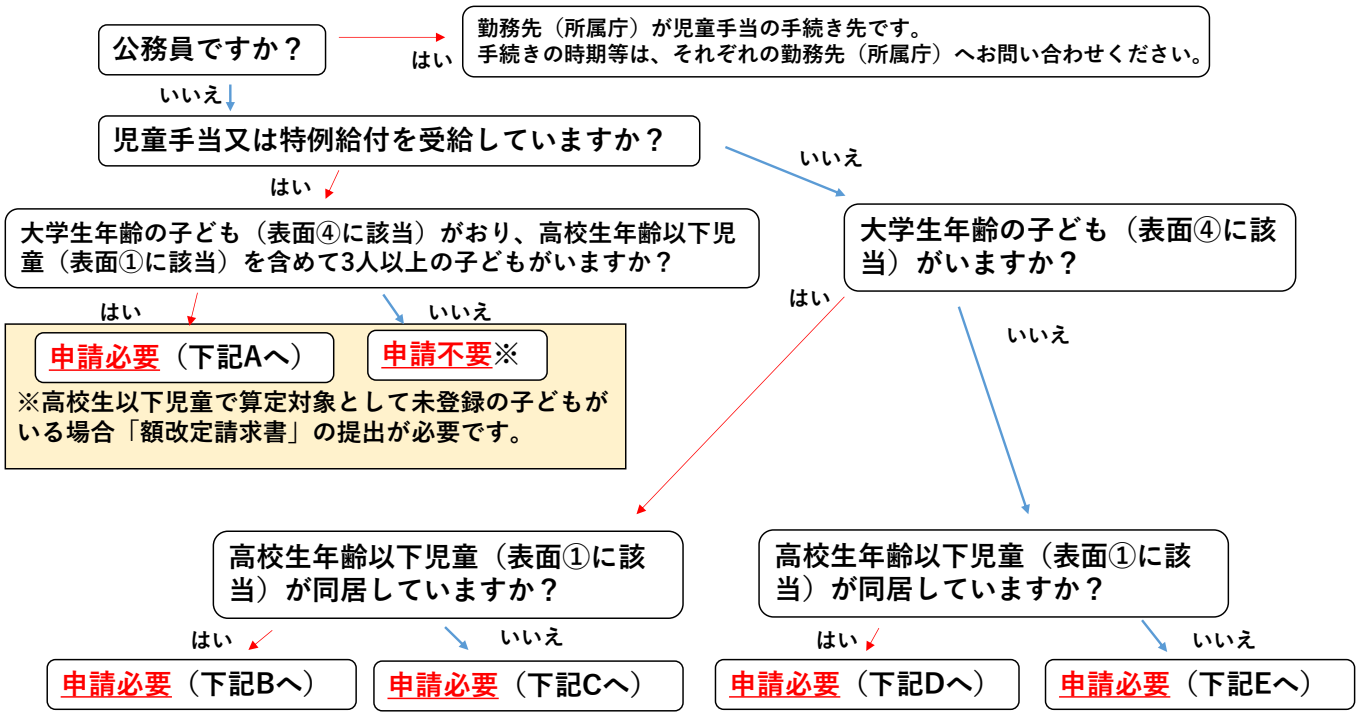

※高校生年齢児童が既に認定されている世帯や第 3 子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、職権で増額とし、額改定認定通知書を令和 6 年 12 月の支給日までに送付します。

5 児童手当の支給手続き(提出書類)

下記の提出書類を又は田原市役所子育て支援課に郵送または直接提出してください。（児童手当認定請求書と額改定請求書は右から電子申請することもできます。）

A）申請対象者

・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

B）申請対象者

・ 児童手当認定請求書
・ 監護相当・生計費の負担についての確認書（3 人以上の子どもがいる場合のみ必要）

※3 歳未満の児童がおり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー

C）申請対象者

・ 児童手当認定請求書
・ 別居監護申立書（別居している高校生年齢以下の児童について必要）
・ 監護相当生計費の負担についての確認書（3 人以上の子どもがいる場合のみ必要）

※3 歳未満の児童がおり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー

D）申請対象者

・ 児童手当認定請求書

※3 歳未満の児童がおり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー

E）申請対象者

・ 児童手当認定請求書
・ 別居監護申立書（別居している高校生年齢以下の児童について必要）

※3 歳未満の児童がおり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー

※父母がともに児童を養育している場合は、所得の高い方（生計中心者）が、申請対象者になります。
※児童が施設に入所している場合は、施設の設置者等が申請者対象者となります。